

第四十六回
国会

参議院文教委員会會議録第六号

昭和三十九年二月十三日(木曜日)
午前十一時二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 中野 文門君
理事 北島 教真君
二木 謙吾君
吉江 勝保君
加瀬 完君

委員 植木 光教君
木村篤太郎君
久保 勘一君
斎藤 昇君
笹森 順造君
野本 品吉君
秋山 長造君
小林 武君
米田 勲君
柏原 ヤス君
高瀬 莊太郎君

国務大臣

文部大臣 灘尾 弘吉君

政府委員

文部政務次官 八木 徹雄君

文部省初等中等
教育局長 福田 繁君

文部省管理局長 杉江 清君

事務局側

常任委員会 工業 英司君

専門員

文部大臣官房 木田 宏君

総務課長

本日の會議に付した案件
○教育、文化及び學術に関する調査
(昭和三十九年度文部省の施策及び
予算に関する件)

○委員長(中野文門君) ただいまより
文教委員会を開会いたします。

昭和三十九年度文部省の施策及び予
算に関する件を議題といたします。

この際、文部大臣から発言を求めら
れております。これを許します。灘尾
文部大臣。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 前回、文教
行政に対する所信を表明いたしました
次第でございますが、その際、種々御
意見や御質問がありましたので、さら
に私の考えを申し述べたいと思いま
す。

文教の施策は、すべていわゆる人つ
くりに関連するものと考えるものであ
ります。私は人つくりの目標を憲法、
教育基本法にのっとり、そこに定めら
れました教育の目的がよりよく達成さ
れるよう、普遍的に各般の施策を進め
ることにつとめたいと思うものであり
ます。しかし、わが国の置かれた
内外の情勢、国民生活の現実、教育施
策の効果の実情によりまして、特に強
調される施策のあることは申すまでも
ないことであります。前回の私の所信
は、この観点に立つて申し述べたつも
りであります。

次に、義務教育無償の問題でありま
すが、憲法第二十六条にいう義務教育
の無償は、国公立の学校において、対

価としての授業料を徴収しないことで
あると解しております。しかし、この
義務教育無償の理想をより一そう広く
実現するため、国公立の学校の児童
生徒に対する教科書無償の措置を進め
ているところであります。昭和四十年
度には、小学校一学年から五学年まで
の児童を対象とする予定であり、でき
るだけすみやかに義務教育の全児童
生徒に及ぼす方針であります。なお、
学校給食につきましては、父兄負担の
軽減をはかる見地から、パン、ミルク
代に援助を行なっておりますが、今後
とも、その普及充実につとめたいと存
じております。その他、教材費、学用
品費、通学費等についても、公費を充
実に、父兄負担の軽減に資したいと
存じます。

次に、高等学校、大学等の入試の問
題であります。高等学校につきまし
ては、関係各方面の御協力を得て高校
急増対策を推進し、本年度においては
入学志願者の九八%近くが入学いたし
たのであります。また、大学につきま
しては、志願者の急増期を控え、従来
よりも競争が激化しないよう、収容力
の拡充をはかりたいと考えており
ます。しかし、最近の入試競争の激化
は、能力、適性を無視した父兄の過大
な要望によることも少なくないと思
うのであります。入試問題の解決に
は、この点について父兄の理解と協力
をお願いするとともに、学校における進
路指導の一そうの適正を期待するもの
であります。

大学教育につきましては、高等学校
教育課程の改定に伴い、大学の一般教
養教育の改善について検討を進めてい
るところであります。今後、総合的
な見地から大学の整備充実をはかつて
いくつもりであります。とりわけ、児
童生徒の教育を直接担当する教員に人
材を確保することは教育振興の基本で
あると考え、教員養成の改善について
慎重に検討を加え、すみやかに結論を
出したいと思っております。

最後に、日教組に対する私の考えを
申し述べます。教育行政を遂行するに
あたって、教育関係者はもとより、広
く一般国民の建設的な意見を聞き、こ
れを参考とするのは当然のことであり
ます。しかしながら、国及び地方教育
行政は、教職員組合との話し合いに
よって決定すべき性質のものではない
と考えます。従来の日教組の行動に
は、職員団体としての限界を逸脱した
と思われるものがあり、はなはだ遺憾
に存じているところであります。私
は、日教組が本来の職員団体として健
全に発展することを切に期待するもの
であり、しばらくその行動を見守って
まいりたいと存じます。

なお、申すまでもないことでありま
すが、文教行政の成果は、教職員はも
ちろん、広く国民の理解と協力なくし
ては達成しがたいものと心得ておりま
す。今後一そう努力をいたす所存で
あります。なお、いろいろ申し上げな
ければならぬこともあるかと存じます
が、いづれまた御質問によりましてお

答えたいと思います。
○委員長(中野文門君) それではこれ
より質疑に入ります。御質疑のあり
の方は順次御発言願います。

○小林武君 文教行政について文部大
臣の所信が述べられましたので、それ
につきまして二、三の点について質問
を申し上げます。この大臣
の所信表明の中にはございませんけれ
ども、新聞紙に発表されました灘尾文
部大臣の記者会見における当面の文教
政策という点の中で重要な問題の一つ
として、教育憲章的なものをつくって
教育基本法の抽象的な面を補いたい
という意味の、そういう発表はあったの
であるかどうか。なお、これは単なる
新聞記事であって、大臣の考え方でな
いかどうか、そこを明らかにして
いただきたいと思います。

○国務大臣(灘尾弘吉君) お尋ねにな
りましたようなことはございしました。
私はただ、これはしかし具体的な考え
を申し上げましたわけでもございませ
んし、いろいろ話をしておる中にそう
いうことは出たというふうな次第で
あります。私の心持ちとしては、は
教育基本法等に定められております規
定が、何と申しますか、あまりにも抽
象的である、そういう点もございま
すので、教育上特に強調すべき点とい
いますか、あるいは国民が最も望んで
おる点があるかというふうな点を十
分考えますと、もう少し具体的に目標
を示すほうが教育上効果があるの
じゃないだろうか、こういうようなお話

しをしましてときに、ちょうど児童の問題につきまして児童憲章がありますように、何か教育憲章というものがあつたらどうかであらうか、こういうような案は話をしたことはございませう。別に成案があつて申し上げたわけでもございませう、また、具体的な構想をもつてお話ししたわけでもない。そのときの話の中にそういうことが出た、こういうことであります。

○小林武君 話の中に出たということでございますけれども、大臣のお考えの中に、教育憲章ともいふべきものが、ある程度形を持てているということとをわれわれは想像してよろしいわけですね。

○国務大臣(瀧尾弘吉君) 教育憲章といふことばにあまりひとつとらわれないうちで考えたと思ひます。私は教育の目標と申しますか、特に道徳教育、あるいはいふゆる人づくり、こういうふうな問題を考えます場合に、もう少し具体的な表現というものができないものであらうか、こういうふうなことは考へております。現に中央教育審議会に後期中等教育の整備の問題につきまして諮問をいたしてありますが、その教育審議会に對しまして、期待せられる人間像といふことが、私はそのことばはどうかと思ひますが、期待せられる人間像といふことについて御審議を願つておる。こういう点も、今後の教育の運営におきまして、どういふ点に一番目標を置いて教育するのがよからうか、どういふふうな人づくりといふことについての努力をしたらよからうか、こういうふうな点から御審議を願つておるようなわけでありませう。そういう意味では申

上げたのでありまして、別に教育憲章といふものをつくるどうかといふような具体的な構想を持ておるわけではないのであります。児童憲章といふものがあるが、ああいったふうなものがあつたらどんなものだらうか、こういうふうな程度でお話ししたわけでありませう。

○小林武君 児童憲章というのが、言つてみれば、きわめて抽象的なものだと思います。文部大臣はどうお考えになつておられるか、児童憲章を私の見た限りにおいては、児童憲章を幾ら何へん唱えても、児童憲章にうたはれておる内容が実現するわけでも何でもない。私は、だから児童憲章をひとつお考えになつて、そうして問題点として感じますことは、教育基本法の抽象的な面を補なうといふところに、私は大臣の今の御答弁とは違つた意味を、もっと深いものを何か感ぜざるを得ないわけですね。教育基本法を抽象的だと思つておられるのであれば、児童憲章もまた抽象的なんです。一体そういう抽象的なものをさらに屋上屋を重ねるやうにおつくりになるといふことは、私の推測によれば、やはり文部大臣は教育基本法そのものに御不満をお持ちになつておられるのじゃないか、具体的にいつて、児童憲章よりも教育基本法といふものが抽象的であるといふことは、一体どういふことを意味しているのか、そのことをまずお伺ひしたいと思います。

○国務大臣(瀧尾弘吉君) 私が児童憲章のようなものと申したのは、内容のことを申しておるのじゃないかと思ひます。ああいったふうな形のものできたらどんなものであらうかといふことを申し上げたのであります。児童憲章のような内容を持ったものをつくるか何と申すか、そういう具体的な考えは持つていない。そういうふうなものができたならどんなものであらうかといふ話をした、この程度のことです。児童憲章といふものが、何と申しますか、形式の問題でありまして、内容のことを別に考へて申したわけではなく、また、そういうものをつくるという考えを持つておられるわけでも何でもない、こういうものがあつたらどうだらうか、こういう意味で話をしたといふことであります。

○小林武君 大臣は軽くそういうことをおっしゃつておられるから、大臣のことをば信じて、教育憲章などというものはつくりださぬのだといふふうな理解してもつておられるんですが、私はやはり問題が、ただそれだけの問題ではないやうに思ふわけですね。少なくとも記者会見において、文教政策の当面の諸問題として教へ上げられた幾つかの問題ですね。特にこの前の所信表明並びに今回の所信表明の中に取上げられておられる問題と並んであるからには、私もやはり信ずるといふのは、これは当然だと思ひます。まあわれわれはしばしば文部大臣の教育に対する所信を聞くことができなかった。わりあいに新聞その他では記者会見等の機会もあつて、いろいろ話し合ひができるから、大臣の真意といふものはよくわかつておられるかもしれないけれども、われわれから言へば、その問題を軽く考えられない気がするわけでありませう。ですからお尋ねをしてゐるわけですね、大臣のいま言われている

教育憲章をつくらぬといふやうなことを、たとえば教育憲章をつくらぬにしても、教育基本法が抽象的であるといふことは、一体、児童憲章その他と比べてどういふことを意味しているのか、どの面が一体抽象的だと思ひしやるのか。

○国務大臣(瀧尾弘吉君) 小林さんは非常に児童憲章といふことばにこだわられておられるが、児童憲章と比較しての話は、ただそういう形式のものができたらどうだらうかといふ程度の話であつたわけでありまして、内容のことを別に申したわけじゃありません。また、そういうことを腹に置いて、腹案でも持つて話をしているといふものでもない、新聞記事にいろいろ出ておりましたけれども、きょうここで小林さんに申し上げておることを信じていただきたいと思ひます。ただ、現在の教育基本法の規定といふものは、これは私だけじゃないと思ふのであります。が、非常に抽象的に書かれておるということについては多くの人がそのやうなことを言つておられるし、私もまたこの目的だけを考へるというところは、かなり抽象的にすぎると理解しにくい点もあるのじゃないか、あるいはまた適用上疑問を生ずるやうな場合もあるのじゃないかといふことをおそれるのです。成案なくしてものを申し上げることはまことに恐縮であります。が、もう少し目標がはっきりできたら、さらに教育上もやりやすいのじゃないか、こういうふうな心持がいたしてゐるものでありますから、何かものと具体的なものを示すわけにはいかぬものだらうか、こういう意味でお話をしたといふわけでございます。その程度にひとつ御了承いただきたいと思ひます。

○小林武君 それではお尋ねいたしますが、教育基本法といふものは、大臣のお考えだといふと、きわめて抽象的で、このままだでは、いふゆる日本の教育の基本法としては足りないものを持つてゐる。将来これについて何らか手をつけられるといふやうなお考えがあるかと承知してよろしいのですか。

○国務大臣(瀧尾弘吉君) これについてもいろいろ御意見がいろいろな方面にあるといふことを私も承知いたしております。しかし、現在私はいまの教育基本法を改正しよう、こういうやうな考えを持つておりません。きわめて抽象的であるといふことは、一面におきましては、きわめて包容力が広いと申しますか、この教育基本法を適正に解釈し、適用していくことによつてやつていくのじゃないか、こう私は考へておるわけでございます。現段階におきましては。

○小林武君 目下のところ基本法についてこれを改定するといふやうなお考へはないことはよくわかりました。しかし、私は非常に心配いたしますのは、過去において私はたくさん文部大臣から教育基本法を改めたいといふやうな御意向を相当承つておるわけですね。また、そういうことが公式に述べられたために記録にもきちんと残つておるものもあるわけですね。だから、教育基本法について文部大臣が、この談話はおそらく就任早々行なわれたものだと思ふのですけれども、そういう談話の席上、基本法の抽象性をひとつ補う意味で教育憲章を作るといふやうな、そういうやうな意味の御発言があ

れば、いままでの例からみて当然近いうちにそういう事態が起り得るだろうと想像したわけであります。しかし、まあ灘尾文部大臣としては、そういうお考えがないということでありまして、私はそれを信ずるわけですけれども、一つ私はここで教育基本法の問題で何をしておきたいわけでありまして、教育は、具体的な教育活動というものは、教育基本法そのものをいさなり子供に押しつけるものでないというところは、これはもう言うまでもない問題だと思ふのです。指導要領もございまして、いろいろな教育の実態面ではやられる手だてがあるわけでありまして、私は教育基本法というものが抽象的であるというふうなお話を承るという、具体的に書かれるということとはどういふことなのか。教育基本法という性格は一体どういふところまで一体教育の問題を具体化されなければならぬのか。憲法の性格を持っていればならぬのか。こういう問題の疑問にぶつかるわけでありまして、私はいまの教育基本法をたいへんりっぱな教育基本法だと思っております。この点、私は灘尾文部大臣は特に戦後何度か文部大臣になられて、この面ではたいへんりっぱな経験をお持ちの方でございますから、その点についてもう少しやはり基本法はどうあるべきだというところ、抽象性だということ、どういふ点から言われているのか。この点ここで聞かせたいだと思ふのです。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 私は、誤解のないようにお願いしたいのでありますが、教育基本法が抽象的である、だから教育基本法を改正しなければならぬのだ、こういう考え方はしていないわけでございます。きわめて抽象的であり包括的でありまして、この種の基本法は教育の根本を書いている、こう申してもよろしい法律でございますから、一番大事な法律でありますし、同時に抽象的、包括的でありまして、ある意味におきましては弾力性もある。その時代、その時代の国民の要請というふうなものを考えて教育を進めてまいらなければなりません、その場合に、いわゆる解釈、あるいは適正な解釈をすることによりまして、これを運用していくことは十分できると、現在そういうふうな考え方をいたしておるわけでございます。ただ、この教育基本法に基いていろいろなことが今お話にも出ておりますけれども、その諸施策あるいは学習指導要領、こういうふうなものも出てきておるわけでございますけれども、どうもどこか抜けている点がありはしないかという疑問が出てきているわけでございますが、そういうふうな国民の疑問とせられるところ、あるいは国民の要望とせられるところ、はたして教育基本法がこたえているかどうか、こういうふうな問題について、私はやはり解釈適用の範囲でやっていると、このように考えております。そういう場合に、何かそこにもう少し具体的なものをでもできないだろうか、このことを実は言ったわけでございます。そういうふうなひとつ御了解を願いたいと思ふのであります。今の教育基本法を直ちに改正しようとか、どうしようとかというところ、この教育基本法

の精神というもののつとまりまして、そのときどきの情勢に応じまして、解釈、適用をしていくということが、まずわれわれ行政官としての考えるべきことではなからうか、このように考えているわけでございます。

○小林武君 文部省の書かれたものを見ましても、それから所信表明等を拝見いたしました。憲法、教育基本法にのつとるとお書きになっておるから、この点については、憲法、教育基本法を尊重されているということに間違いはないだろうと私は思ふのでございますけれども、やはり文部大臣の今のお話の中にも、これはことばじりの問題ではなくて、教育のなめになる問題、人づくりの目標というものは、憲法、教育基本法にのつとつて行なわれているものである、こう所信がうたっているのです。しかし、そうおっしゃっておいながら、何かどこか抜けているというふうなこと、私は何も大臣に言いがかりをつけるつもりではございませんけれども、それではいけません。事が教育の問題です。日本、日本の少なくとも教育に携わっている教師はもろんのこと、行政に携わっている人もだれも、どこか抜けているこの基本法によって教育を行なっているというふうな考え方だといふと、私は尊重の精神というものは生れてこない、私はそういう欠陥があるとお信じになったら、どこどこが悪いのだ、こうおっしゃっていただかなければ問題の解決にもならないし、それからほんとうの尊重の精神も出てこないと思ふ。特に私はその点と関連して非常に心配でたまらないと思つておりますことは、このごろは総理大臣を

はじめとして、なかなか教育勅語を礼賛されるような、これも新聞記事でございすけれども、再々承るのです。国づくり、人づくりということに非常に御熱心な内閣で、総理大臣みずから陣頭に立たれておやりになっておられることについては敬意を表しますけれども、その総理大臣の人づくりの中に教育勅語を例にとられてお話があった。少なくとも新聞面から見れば教育勅語を非常に尊重されたお考えのように思ひます。私はちょっとその時期は忘れましてけれども、衆参両院において教育勅語に対する態度というものは決議されているはずだと思ふ。いわゆる国会の中においてそのことが、教育勅語をどう扱うかということが明らかにされた今日、そういうふうなことをやられるというところについては非常に不安を感じるわけですが、何かどこか抜けているというふうなことでなくて、基本法が教育勅語的なものでなければならぬ。たとえ、形は同じでなくても、教育勅語的なものでなければならぬというお考えがおありになるのではないかと、このことを若干感じているのです。率直に申し上げるとですね。だから、灘尾文部大臣はそういうことをお考えになっていないかどうか知らないけれども、基本法のことを論じられて、少なくともこの抽象性というふうなものをわれわれがやはり指摘するということになりますと、何かどこか抜けているというふうな御指摘ではなくて、基本法にはかくかくの点でやはり欠けているところがあつた、こういう面が抽象化されておつたのだ、もっと具体化されなければいかぬとか、こういうひとつ御答弁を

いたしたいわけでありまして。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 現在の基本法に基本法として欠けるところがあるというふうな考えますれば、私は改正意見をいただくわけですが、基本法として、現在の教育基本法について欠陥があるということでありまして、改正の計画をするのが当然の任務であると考えます。いまそういうふうなことを私は考えておりません。基本法は基本法として、これでよろしいじゃないかという考えのもとに立つてものを申し上げている。この基本法をいって、そして現実教育のことを進めてまいります際に、何かもう一つ方法をなからうかというふうなことを模索しておるわけですが、そういう意味でお話を申し上げておるわけでありまして、いまの基本法がどこか欠けておるからということでありまして、これは基本法としての問題、基本法としても考えます場合に、普通の教育関係の法律と同じように私は考えていないつもりであります。基本法でありまして、大事にしなければならぬ。また、そうみだりに改正とか何とかすべきものでもない。これがどうしても国民生活の上から見まして、また国民の気持から申しましていけないというところになれば、これはもちろん改正しなければならぬと思ふのですが、現状においては私はそういうふうには考えていないのであります。したがつて、基本法のどこか抜けているからどうだとかいうつもりで申し上げておるわけではないので、この基本法に基づいて教育を進める上において、何かもう少しうまいものはなからうか、こういうふうな点でものを考えているとい

うふうにひとつお聞き取りを願いたいと思います。総理大臣がどういう考えを持っておられますか、総理大臣個人の考え方は私は知りません。教育勅語のことを引き合いに出されたのは、何も教育勅語のようなものをつくらうとか何とかというところで申されたのじゃないのであります。ただ、教育勅語の中にありますものをとらえてものを申しておられるのだと、かように私は考えたわけでありませう。政府がそういうものをつくらうとかいうふうな考えを持っていないということは明らかにしておきたいと思ひます。

○小林武君 それではこのように大体理解してよろしいでしょうか。教育基本法そのものを、いわゆる基本法としてのこのものには特に欠陥があると思ひ思つておらないと、したがって、これが抽象的であるとか何とかいうようなことは問題になるべき性質のものではないと。しかし、これが原則でございしますから、基本でございしますから、教育の実際の面にはさらにその精神が具体化されるというようなことは当然起こることは、これはもうあたりまえで、そういう意味で、教育基本法は今後ともこれに対して改定をするとか何とかということはまずないということの一つ。それから、それを補うところのたとえば教育憲章というようなことについてはあまり深く考えておっしゃらなかったようでありませうけれども、そういう種類のものを、さらに教育基本法あるいは教育何々、憲章というような種類のもの、何か教育法とか、そういうものに並べて新しくつくるというふうないまのお考えもないというふうに、こう理解してよろしいです。

ね。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 現在の教育基本法につきましていろいろな意見があるというところは、小林さんも御承知だと思ひます。現在の教育基本法に欠陥ありと、こういう考え方を持っている人も私はないとは思ひます。いろいろな意見もあるし、批評もある。それらの人たちの考えを私はとやかく申すわけではありませう。現在申し上げていることは、私の考えを申し上げておるわけであらう。私としては、いまこの段階におきまして、教育基本法を改正しようという考えは持っておらないということを申しました。この教育基本法のもとにおきまして、教育の効果をさらに上げていくのには、何か考えるものがあるのじゃないかろうかというふうなところをいろいろ検討をし、模索しておると、こういうふうにお考えをいただきたいと思ひます。教育基本法の次元においてものし申し上げておらない、こういうつもりでございしますから、さう御了承願ひたいと思ひます。また、教育憲章という言葉にだいたいこたわつていらつしやるようでございしますけれども、別に具体的な案を持つて申し上げていくわけではございしませんので、ほんとうにそういうふうなもので皆さん御納得がいくればよいと思ひます。また、これも一つの案だと思ひますが、いまの段階においては具体的なものを持っておらない。すべては、検討、模索の段階である、このように御承知を願ひたいと思ひます。

○小林武君 まあ具体的にそういうものををつくらうというお考えがないというのを聞いて安心をしたわけであ

が、なおあまり模索なされないで、教育基本法のもとで、ひとついい日本の国民をつくるというふうな文部大臣としてお進めいただければ、これに越したことはないと思ひますが。——では次に、大臣のお話の中にたびたび出てくる問題でございしますから一応お尋ねしておきたいし、それからまた、これは池田内閣の中においても重要な、口を二たび開けばいつも出る言葉でありますからお尋ねをしておきたいのであります。人づくりといふ場合、人間像の問題が盛んにとらえられております。私は一体、池田さんが個人的なお立場であるというふうなところとか何とかというところは別として、総理大臣としておやりになつておられるので、それから、個人的な諸問題であらうが何であらうか、いわゆる人づくり懇談会というふうなものを何度か開かれたでしようが、その人づくり懇談会の中で、一体、結論としてどういふ人間像をお考えになつておられるのか、文部大臣も御同席でありませうし、また同席されないにしても、責任のある問題でございしますから承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 総理のおつくりになりました人づくり懇談会というものは、それほど学問的な意味で何も言つておられるわけではないと思ひます。また専門的な意味で話をしておられるわけでもないと思ひます、何と申しましたも、日本の発展、日本の繁栄を願ひますためには、そのにない手である個々の日本人が、そのにない手にならぬといふところから出発したておると思ひます。ことに現在の青少年の問題は、ほんとうにお互いに心配に

たえない問題でございしますけれども、いろいろ非行少年というふうなものもだんだんふえてきておるような状態でありませう。将来を考えますというところには心配な問題でありますので、そういうふうなことをないようにするのには一体どうしたらいいか、こういうふうな心持で、各方面の方を集めて、人づくり懇談会というものをあつくりになり、将来の政治、あるいは行政の何かそこに参考になるものは得られないかといふことでやつておるものとお考へるわけであらう。どんな人間を、なにか一口にどんな人間といつて割り切れるものではないと思ひますけれども、要は、お互いが安心のできるりっぱな青少年を育てていきたい、こういう念願からこのような努力をいたしておるわけでありませう。

○小林武君 たいへん簡単にお考へになつておるようですけれども、まあ私はそれは考へられないわけであらう。これが学問的であるとか、専門的であるとかいふことは別個の問題でございまして、学問的であるとか、専門的といふことでなしにやつておられるのだから、総理大臣のお道楽でやつておられる、こう考へべき性格のものではないと私は思ひます。池田内閣の国づくりといふものは、人づくりによつて、とにかくできるかできないかという問題になる、その中で総理大臣がですね、相当の人を集めておやりになつておる、そうしたら、そのことは少なくとも専門的であり得るし、学問的であり得るし、しかも総理大臣という立場でおやりになつておるからには、日本の教育に大きく影響するし、文教政策を

私は左右するだけの力を持ったものと思ひます。池田さんの随分と一緒にならない問題です。だから私は、今の御答弁をいただくのはまことに心外なんです。少なくとも総理大臣が、みづからこのことに手を伸べたといふからには、人づくりについてどれだけの一体検討がなされたか、少なくともどんな人間を作りたいという。文部大臣の今おっしゃつた中に非行少年の問題がございしました。これはだれでも、小にしては、ほんとうに一家の中で子供を持つ親として心配になる問題だと思ひます。どんなに。大きくいへば日本の問題であり、さらに言えば、とにかく日本だけの問題ではなくして、もっと大きなところから処理しなければならぬ問題だといふふうにも考へられることなんです。そういうことも人づくりの中には確かに一面があると思ひます。文部大臣のおっしゃる通りに、人づくりといふものが、その面をとらえておやりになつたとは思ひません。もっと積極的な意味で、日本の国づくりといふことについて、人づくりがいかに大事であるかといふことは、懇談会の席上におけるところの池田首相のあいさつにも書いてある。だから自分の目的に全力をあげたいとおっしゃつておる。そうするとですね、私は文部大臣の今の答弁を聞くと、どうも納得がいかない。ちよつと不親切だなあという感じがするわけなんです。もっとやはり私は率直なお話を伺ひたいのです。これは何も別に意地悪かどうかといふことではなくして、私は対立する意見だつてあるし、立場だつてあると思ひ、率直に言つて。しかし、それを乗り越える

ということが、少なくとも政治の中においても、教育の実際面の中においてもなければ、日本の教育上の問題の解決はできないと思います。そういう意味で申し上げているのです。今、文部大臣がおっしゃったようなことだけなら、何となくはなしに集まって、何とはなしに散会した、こういうことなのか、何回かの会合によって委員はどのような発言をして、一体、池田首相の人づくり懇談会の一つの傾向といふものはどういふものであったかといふこと、どういふ人間を作りたいかといふこと、この点をひとつ。それは文部大臣、関知しないことだとおっしゃれば質問はいたしませんから、そうおっしゃっていただければ結構です。

○国務大臣(難波弘吉君) 私が専門的とか、学問的といふことを使いましたのは、いわゆる人づくりといふことばについてであります。これはそういうふうな概念的にかちんとした、きちんとしたことはとも思いません。そういう意味で申し上げたわけでありまして、この懇談会は、もちろん池田総理としてはきわめて重要なこととして、いわゆる人づくりの問題を考へておられますので、各方面のりっぱな見識のある方々の御意見を伺って政治、行政の参考にしたいたし、こういうつもりで懇談会を開かれたわけでありまして、池田総理の道楽とか何とか、そういうつもりでやっておられるものでないといふことは、まさか私から申し上げる必要もないと思います。きわめて大事な問題として、そういう人たちのお話を伺い、そこから今後の方向といふものの参考資料を得たいと、こういう心持

ちでやっておるものと私は考へておるわけでありまして。どういう人物をつくるかといふふうな具体的なことまで総理が考へてやっておるものとも私は思いません。ただ、いわゆる人づくりといふことばの中にいろいろのものが含まれておると思うのであります。そういうふうな事柄についての見識のある方々のお話を伺い、参考にしたいという気持ちにはかならずと私は思ふのであります。人づくりといふふうな、いわば俗なことばであります。何もきちんとした概念規定をもってこういうことばを使っておるものとは私は思っておりません。

○小林武君 私の質問はそういう質問じゃなかったのです。それでは答弁にならないように思うのですがね。私はそういうことはひとつ大臣の意見として聞いておくとしても、そうむずかしく考へてやっておらないといふことを言われるならいいです、それで。あえて私が、むずかしく考へておるはずだなんてがねば、そういう必要はありませんけれども、先ほど申し上げたように、非常に重大に考へておることばあなたも御同意しておる。そうしたら、一体、委員をお集めになつて、委員の方々がいろいろの御発言をなさる一つの方向なり、それに対する結論とまではいかなないでも、方向といふものが出ていないかといふことです。

○国務大臣(難波弘吉君) 今まで人づくりについての人づくり懇談会を催しまして、私も就任以来、開催されるごとに出席をいたしましてお話を伺つておるわけでありまして。各委員さん方が、いろいろの御所見なり、お考えを述べておられる、それを私もどが伺つ

ていくという段階でありまして、この人づくり懇談会から何がしかの結論が出たとかいふふうなところまでは私は至つておらない、かように考へておるのを伺つておる、こういうのが今日の状況でございます。

○小林武君 たいへん意気込みは大きいけれども、文部大臣のお話ですといふと、あまり効果というものは上がっていないようなお話のようでありまして。少なくとも総理大臣が非常な努力をもつておやりになつておるといふことを言つておられますけれども、日本の教育にかくあるべしといふような、そういう一つの方向は示されておらないといふことを聞いて、私もいさかどうも宣伝が大きすぎて、内容がこれに伴わないといふような感じをいまの答弁からは受けるわけですが、私も、私のもつと率直にお話をいたしたいと思つて質問をしておるわけですが、しかし、これは押し問答になりますからもうやめますが、もう一つ人的能力政策に関する経済審議会の答申といふのが、大臣があんまり問題がこまにかからかわかりにならないといふことなら、政府委員のほうからでもけっこうですけれども、そういう人づくりの答申といふものが出ています。

○説明員(木田宏君) いまお尋ねのことばは、経済企画庁のほうでお話を申し上げております経済審議会、たぶん昭和三十七年だったかと思ひますが、人的能力の問題につきまして各方面の方々の御意見をとりまとめ、そして報告書が出たといふことを

御指摘になったものと思つております。そうした答申が出ましたことにつきましても、私どもも承知しておるわけでございます。

○小林武君 承知しているだけじゃない、文部省でありますから、経済審議会が答申をしたことについては全然知らないといふことはないと思うんですね。先ほど文部大臣のお話の中にもありましたように、各方面のいろいろの御意見を承つておるということでございます。いまから、特に私はその方面から御意見については非常な積極性をもつてこれを受け入れておると、このように考へておられますが、一体これは結局どういふ内容を持ったものであるかといふ点についてお尋ねいたします。これについてはひとつはつきりしたあれをお願ひしたいと思ひます。

○説明員(木田宏君) まあこの人的能力の問題につきましても、経済審議会の答申は、政府が長期にわたります経済政策を進めてまいります上で、最近とみに人の労働力と申しますか、人の問題がかなり重要な隘路になつております。この少ない労働力でもって、いかにして経済成長を高めていくかといふ、そういう経済的な観点から、人の能力の問題をつかまえて、これを養成の問題、あるいは労働環境の改善だとか、生活環境の改善だとか、この人の能力を有効に活用し、発揮していきけるような問題、あるいはその需給の問題が、どういふふうな様相を呈するかといふような、そういう経済の観点から、人の労働問題といふものをつかまえて、また教育、訓練の問題をつ

かまえて、各般の検討をされるものでございます。その中には、いま手元に資料がございませぬから、正確に申し上げるわけにはまいりませんけれども、今後の人の問題といたしましては、一番大きいのは、やはり自主的に技術を開発していけるような能力を養成しなければならぬだろうといふような課題もあり、あるいは少ない労働力の中でも、特に技術関係のところには一番の需要が高まつているわけでございますから、そういう点の対策といふようなこと、教育の問題につきましても、まあそういう能力を、個々人の能力によつて高める主たるねらいといふことが、その報告書の中にあがつておつたかと思ひます。これはただいま申し上げましたような、政府が全体としての経済政策を立てていきます場合に、その経済政策という観点から、労働力を教育、訓練という立場で確保していく課題としてのものでございますから、教育として私どもが受け取つてまいります上におきましては、ただその経済という観点からだけ、教育の仕事を考えるわけにはまいりません。どうしてもそこには盛られてこないと素も、教育自体の問題として起こつてくるわけでありまして、そうした御意見のあることをくみ入れまして、文部省としては教育の立場で、それをどのように考へるかといふことは進めてまいりますけれども、向こうの注文が、すなわち教育であるといふふうには考へておらないので、教育の立場から、後期中等教育問題にいたしましては、先ほど大臣が御説明申し上げましたように、中央教育審議会に、その立場としてのあり方を御相談申し上げて

いるような段階でございます。

○小林武君 そのことにつきましては、いづれまたひとつ、あらためて御質問いたしますから、それはそれといたしまして……

○委員長(中野文門君) ちょっと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(中野文門君) 速記を始め

午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時から委員会を再開することにして、これにて休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時二十五分開会

○委員長(中野文門君) これより委員会を再開いたします。

○小林武君 文部省が三十七年の九月二十二日ですか、文部省人づくり文教政策要綱案というのを出しましたね。これは出しませんか。

○説明員(木田宏君) 今お尋ねの点は私心おぼえがございません。

○小林武君 全然ないわけですか。出したおぼえは全然ないと、こういうわけですか。

○説明員(木田宏君) そういうものを文部省として外に示した記憶がございません。

○小林武君 先ほど来、人づくりの問題に関連して、どんな人間を作るかというのを大体お尋ねしたわけでありまして、その点についてもはっきりしたお話がないわけでありまして、しかし、それでは一体、文部省なりあるいは政府なりに、人づくりにつ

いての考え方がないのかというのと、私はそうではないと思うのです。今の青少年に対する不満というものは、あらかゆる機会に述べられていたわけですが、そのことが発展していつて、今度は教育基本法にさかのぼり、さらには憲法の問題にまで立ち至るというような工合に至っているわけでありまして、私はそういうあいまいな態度でやられるということについて非常に不満を持っています。たとえば文部省の文教政策を見ても、占領政策下にあったとか何とかいうことは、理屈は別にいたしまして、文部省が教育に対する方針を何度か変えている。この前の荒木文部大臣のときには、最初に日本の教師に示した教育指針に対して、マッカーサーがいなくなったのだからマッカーサーの宣伝はやらぬでもよろしいというふうな、そういう報告をわれわれは受けたわけでありまして、私も、私はそれだけで一体済まされる問題なのだろうか。あの中にも示されている過去の教育に対するさまざまな反省、そこからつくり出された日本国民の人づくりに対する少なくとも誤った行き方というものが、日本の運命というものを非常に大きく変化させたというものを文部省みずからこれを認めている。そうして全国の教師に、今後このような教育があつてはならないというふうな、こういう態度で示しておきながら、これが今度はいつの間にかなしにすしに変わられるというところ、ああいう程度のものはマッカーサーがいなければ、用事がないというふうな、そういう言い方で教育をやられたのでは私はたまらないと思う。人づくりの問題を文部省が本気になってお

やりになるならば、私はもっと現在の青少年に何を望むか、どんな人間を作りたいかということをやりはっきり打ち出すべきだと思う。また、それが、途中で言い出されて途中でやめたかどうかは別として、教育基本法に一体、抽象的なことばかり書いてあつて、ほんとうの人づくりの基本にならないうような、このことを明らかに示してやるという、そういう手段を私はとるべきだと思うのです。ところが、それがなしに、教育の現場を通して、これがなしにすしでやられるというふうなやり方がとく行なわれているというところになります。この前、私は過去の誤った教育というふうなものを再び再現するというところになると思ひますので、この点については、私は文部大臣に御要望を申し上げますが、今後ははっきりお出しになるものは出していただいて、少なくともここで討論していただいてお進めをいただきたい、このように希望するわけでありまして、この問題とからみ合ひまして、私は文部大臣が非常に強く要望されておりますところの教員の養成問題について、次にお尋ねをいたしたいわけでありまして、

人づくりを考える上では、教員の資質向上が一番基本的な問題だから、教員養成制度について改善を検討している、こういうお話であります。これはもちろんいま始まったことではなくて、昭和三十三年の六月の十日でありますか、当時やつぱり難尾文部大臣は文部大臣の職にあられて、そのときに中央教育審議会に諮問を出された。そういう点から考えますという、これは難尾文部大臣としては、教員養成制度にかなり以前から一つのお考えをお持ちになつていて、思つたのであります。でありますから、きょうはここで、難尾文部大臣から、どのような一改革をやろうとしているのかということについてお尋ねをいたしたいわけでありまして、その前に、やつぱり難尾大臣にお願い申し上げたいのは、先ほどの大臣の所信の表明の中にございましたが、現代の教師に対する不信がやはり私はあるように思われるわけですが、また、はつきりほとんどの教師の加入している団体にきびしい批評を下されているわけでありまして、教員養成という問題をお考えになつていて、難尾文部大臣としては、どういふ教師というものを求めていらっしゃるのか、この点についてお答えをいただきたいと思つております。

○国務大臣(難尾弘吉君) 先ほどの人づくりの問題についてのお尋ねと同様に、どういふ教師を求めているかというふうな問題について、一口にお答えするということは困難なことでありまして、ただ、これは私の考えといたしまして、現在の教職員に対して、一人一人のことを申すわけではございませんけれども、もっと教育に真剣に取り組んでもらえるような教師がほしい。またその能力あるいは見識等におきまして、もっとすぐれた教員が多数ほしい、こういうふうな気持は前から持っているわけでありまして、したがって、だいたい昔の話になりますけれども、いまお話になりましたような時期において、私は教員養成に関しまして、適切な方策がないのかということ、中央教育審議会に諮問したこともあつたわけでございます。現在もやはりその意味におきましては教員のいいかんといふことが日本の教育の振興の上にと何と申しまして、一番関係の深い問題でありますので、できるだけいろいろな教員を多数得たいという気持ちを持ち続けておるわけでありまして、どうしたらいいかということになりますと、これはやはりその道の専門家が、もちろん権威者の御研究に待たなければならぬと思つたのであります。そういう方向で教員養成の問題について私は取り組んでまいりたいという気持ちを持っておるわけでありまして、どういふ教員をと、具体的にこれをどう表現するかどうかはなかなかに困難なことであります。その教育に対する熱意ないしまた教育に対する能力と申しますか、力というものを十分に身につけた人をできるだけたくさんほしい、こういうふうな気持ちでこの問題に当たつておるわけでございます。

○小林武君 そうすると、現在の教師の問題点というのは、教育に真剣に日本の教師は取り組んでおらないということでございますか。

○国務大臣(難尾弘吉君) 一人一人のことを私は申し上げるわけではないといふことを申し上げたのであります。私は現在の日本の教師、すべてがどうかこうとかというわけではございませんけれども、必ずしも教育そのものに真剣に打ち込んでおるとは認められない、こういう人も少なからずあるように思つたのであります。

○小林武君 現場の指導主事というならば今の文部大臣のような御答弁があつても、われわれはそのことに賛成するかしないかは別といたしまして

も、そういうのもいるかというようなりことを考えますけれども、文部大臣として、一体真剣に取り組んでいないものがあるというように断定は、どういう根拠からなされておりますか。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 現在の教育の実情から考えまして、そう思わざるを得ないというふうな事柄が少なくないように思っております。

○小林武君 きわめて抽象的でございますが、今の教育の実情というのはどういうことでしょうか。私はなるだけそういう、何といいますが、ことばじりをつかまえたようなものの言い方はしたくないのですけれども、あなたの答弁がそういう答弁ですから、勢いそうならざるを得ないのであります。しからば教育の実情、一体、実情を見てこうだというならば、その実情はどういう実情を具体的に言うのかということになるわけでありまして。私はなるだけそういう議論はしたくないから申しますが、正直に私はおっしゃっていただきたいと思うのです。少なくとも教員養成の問題点を感じたというならば、その問題点はどこにあるとあるという、そういうものが示されないで、今のようなの言い方でやられては、これはたまらないと思うのです。文部大臣が全国五十万なり六十万なりの現場の教師の動きというようなものを一々把握しているというようなことは、これは言われたい。そうだったら層越しごくだと思ひます。そういう層越なもの言い方は私は少なくともできないと思うのです。幾ら文部大臣でもですね。そういうことをおっしゃるからには、一体どういう資料に基づいて、どういう調査に基づいて、

あなたの下僚がそういうことをおつくりになったのだら、それも示してもらいたいと思うのでありますけれども、一体、実情とはどういう実情をおっしゃるのですか。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 一つ一つの例を申し上げる資料を持っておりませんけれども、しかし、世間であらわれたいやうな教育界の実情から見ても、また教師の行動から見ても、真に子供のために教育と真剣に取り組んでおるとはどうしても考えられないというふうな事態も少なからずあるように私は思っております。この点につきましては、その教師それ自体、あるいは養成というふうな方法などにも関係があるのではないかと、いろいろなことから、教員養成の問題をまじめに取り組んで考えてみたい、こういうふう存じております。

○小林武君 答弁にならぬですね。もう少し私は文部大臣にまじめに答弁を要求いたします。世間にある、世間にある、不まじめな教師とは一体何を言っているのか、あるいは教師の行動を見ればとはどういう行動を言っているのか。私は日本の教育の現場あるいは個々の教師というふうなものすべてが万全とは思っておられないのです。もっと謙虚になってその足りないところを補うために、教師はやはり努力をしなければならぬという気持は持っております。しかしながら、あなたがおっしゃる通りに、世間で見られるような一体教育に大きな弊害を及ぼしているような事実が、日本の教師の中に充満しておいて、日本の教育を誤っておるとは考えておられない。それから行動とは何のことか、行動といつてもた

くさんあると思うのであります。行動とは何だ。こんな抽象的な議論で、私は日本の教育を誹謗するといやうな、そういう文部大臣の態度に非常な怒りを感じるわけでありまして、もう少し具体的に私はここで説明をしていただきたいと思つております。こういう程度のこと、少なくとも教員養成制度が云々されたり、日本の教育界の現状をかれこれいわれるようなことは、これはあつてはならないと思つております。そういう権力主義が教育の中に入つてきては、日本の教育は重大なあやまちを犯すことになると思つております。私はいまの文部大臣の御答弁にはどうしても納得がいかない。もしあなたがはっきり指摘するだけの事実を、資料をお持ちになつたならば、ひとつこへ出して説明してもらいたい、一々の資料は持つてこれられないといやうな持つてくるまで待ちますから、ひとつやつてもらいたい。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 私は日本の教師の状況につきまして必ずしも小林さんと見るところが同じであるとは思いませんけれども、私は現在の教師の中にほんとうに教師としての職務に忠実に、仕事に取り組んでいる人ばかりとは考えられない。あるいは勉強の不足といふこともありません。しかし、そういうふうな教師が少なからずおるといふことは、ひとり私だけの認識ではないと思つております。やはりもつと教師の資質を向上すべきであるといやうな声はいふん高いと思つてございませう。そういうふうな見地から教員養成の問題を考えておるわけでございますが、一つ一つの事例を一々取り上げて申し上げても、それが別にこの討論と

関係があるとは思われないのです。全体的に見ましたときにそういうやうな批判があるもので、また私もほんとうに教師としての職務を忠実にやつてくれておるのかどうかといふことについて疑いが持たれる場合がある、世間のその声も高いのであります。そういうことでありますから、誹謗するとか何とかといふことじやございません。日本の教育の水準を上げていく、日本の教育の効果を高めていくために、ほんとうにりっぱな教師にやつてもらいたいといふその気持から、いままでのやうなことを申し上げておるわけでありませう。

○加瀬完君 ちょっと関連。小林委員は、そうおっしゃるならば、もつと具体的に、問題は教員養成制度を變えなければならぬといふ御発言なんです、そうすると、教員養成制度を變えなければならぬ何か理由、原因といふのはあるのではないか、こういう質問をお出しになつたわけでありませう。そうしますと、大臣は、いろいろ教師として仕事に真剣に取り組んでいないといふの向きがある、それは具体的にどういふことなんですかといふことなんですから、世間でそういう評判があつたとか、あるいは一部にいろいろ教師に対する批判があるとかいふことではなくて、そういう批判を、現在、文部省としてどういふものを取り上げて改革をしなければならぬ要素と考えていらつしやるのか、それらを具体的にに取り上げていただかないと質問は展開をしないと思つておるわけ。ここは委員会でございますから、率直に、それは小林委員と先ほど大臣のお答のやうに、大臣のお考え違ひでせう。違ひ

ていいと思つてますよ。文部省のお考えを具体的にあげていただいて、それで小林委員の質問をその点でさらに進めていただくといやうにお取り計らいをいただきたいと思います。具体的におあげを願ひたい。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 一人一人の教師について言ひますれば、いろいろと事情も違つておるやうと思ひます。一つ私が申し上げてみますれば、たとえば、文部省としましては、学習指導要領といふものをつくりまして、そうしてその基準に従つて教育をやつていただきたい、こういうことを申し上げておるわけでありませう。この学習指導要領に対して熱意を持って、これが実施にあつていただいておりますと思ひないところも少なからずあるものであります。文部省の示した学習指導要領にしましては、こういう天下りのものは問題にならない、こういうやうなことでやつていこうとせられる教師もおるものであります。また、道徳教育の効果をもを設けまして、道徳教育の効果をお願ひしておりました、その道徳の時間について何ら願ひするところがありません。私は現実の教師としての職務に忠実な態度ではない、このやうに考えるわけでありませう。

○小林武君 それではあれですか、もう一ぺんお尋ねいたしますが、教育に真剣に取り組まないと、こうおっしゃるの、いまのような場合のことをおっしゃるわけですか。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 教育に真剣に取り組まないと、内容にはいろいろあるやうと思ひますけれども、私は

現場の教師に課せられた職務につきましては、やはりその職務として忠実にやっていると熱意を持ってやっていたのだかと思ふのであります。その教育方針なり、その指導なりに対しましていろいろ御批判もあり得ることでありまふ。また、研究すればさらに改善の余地もございましょう。そのことをかれこれ言うのではございせん。批判は批判、研究は研究といたしまして、現在、教師に対してこういうふうにやっていたらいいというところにつきましては、少なくとも熱意を持ってひとつ事にあたっていたらいい、忠実にその職務を遂行していただきたいというところを私は考えるのであります。

○小林武君 それではこういうふうな確認してよろしうございませうね。あなたのおっしゃる教育に真剣に取り組んでいないというふうなことは、たとえば道徳教育のしかたの問題、それから学習指導要領をそのまゝのみにするかしらぬかというふうな問題、あなたのほうから言えばそのとおり教えるということ、忠実ということでおっしゃっておられるわけでありまふが、道徳教育、学習指導要領というふうなもの、そのものの見方から、教育に真剣に取り組むとか取り組まないとかいう、そういう判定が下されているわけですね。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 私はそれでもって尽くしてやると思ひません。思ひませんが、いま一つの例と申しまふか、そういうことで申し上げたわけでありまふ。また、学習指導要領を一字一句違えずにやれというふうなことを申し上げておられるわけでもございませ

ん。ただ、学習指導要領に示したその趣旨に従ってやっていたらいいと思ふ。批判がかりにあるとしまして、批判がかりにあるといたしまして、教師の職務としてなすべきことをちゃんとやっていたらいいのであります。これは気に入らぬからやらないというふうなことで方向違いなことをやられては、私たちとしても困るのであります。

○小林武君 だから、あれでしょう、いまの文部大臣の言い方は、いわゆる学習指導要領——道徳教育、学習指導要領と同じこれは内容が含まれておりますから、その学習指導要領を文部省の言いなりどおりやらぬというところ、教育に真剣に取り組まぬ、取り組みむというふうな判断を下す基準がある、そういうことでしよう。一例々々と言いますが、一例ではなくて、あなたがおっしゃるからには、真剣に取り組まぬというところだけは少なくとも明かにしておかなければいかぬと思ふのです。やはりこの委員会でも議論されましたことは、少なくとも議員同士だけが見ているわけじゃないのです。そのことはまた将来教育をいろいろ検討する上にも重大なことでもありますから、一例をもって真剣、真剣でないというふうなことの判断を下すというふうなことは、こんな軽率な話もない。だから正直に言つていただけばよろしいのです。文部大臣としての考え方は、道徳教育、学習指導要領、この観点から、日本の教師は教育に真剣に取り組んでおられないという判断を下している、こうおっしゃっていただければ、あとはその問題についてはいいのです。そういうことになりまふ

ね。そのほかに、何かほかのものがいろいろあるならば、ひとつおっしゃっていただきたい。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 学習指導要領とか、道徳教育のことだけで私は申し上げておるわけじゃございせん。ただ、学習指導要領、道徳教育もその範疇に属すると思ふのであります。このういふふうな問題につきまして、教師の任務として示しておる事柄について、まじめに真剣に取り組んで、これをやっていたらいいのであります。また、現在の指導要領とかいうふうなものは改正してよろしいものだ、そういうことについての御研究もけっこうであります。しっかりと研究していただきたいと思ひますけれども、しかし、与えられた任務については、忠実にひとつ熱意を持ってやっていたらいいと思ふものが少なからずあるように私は考えておるのであります。そのほか、熱意というふうなことになるかと、これは口ではそう申しますけれども、一人一人のことについてこれ言ふわけにもまいらぬと思ひますけれども、現在の青少年の状況を見ましても、私はもちろん教師だけを責める問題とは思ひません。教師だけに責任を課する問題とも思ひません。すべての人がやらなくちゃならぬ問題でありますけれども、現在のようないふ状態を見ましたときに、はたして学校教育として、青少年の教育について、ほんとうにみんな真剣に熱意を持ってやっていたらいいおるのかどうだろうかというところも思わざるを得ないような要素がたくさんあるように思ひます。そういうことで

ありますから、何も学習指導要領とか、道徳教育のことだけをとりえて、要領に従わないから熱意がないというだけの問題ではもちろんないのであります。いま申しましたように、学校の先生、現場の先生として、研究ももちろんけっこうでございます。討論もけっこうでございますが、やはり子供さんの教育に日々当たっておるわけでありまふ。その教育につきましては、現に示しておりますような指導方針に従つて、忠実に熱意を持ってやってもらいたい、こういうことを申し上げておるわけでありまふ。

○小林武君 文部大臣としては質問に答えておられないので非常に残念であります。私はそういう、何というか、悪く言えば質問をはぐらかすような答弁はしていただきたいと思ふのであります。もっと忠実に真剣にやっていたらいいと、こちらのほうから逆にお願いを申したい。私は、いまの教師というの、大かたは教育に対してきわめて真剣な態度で取り組んでいてと思ひます。少なくとも子供を教えるという点については真剣に取り組んでいると思ひます。しかし、教師という仕事のたてまえから見れば、これが完全であるなんていうことを考えるのはとんでもない間違いである。もっとより以上に教師は真剣にならなければならぬし、それからいわゆる質も高めなければならぬ、そういう責任を負わされておるわけでありまふから、そのことについて、私は相当真剣な態度で日本の教師は取り組んでいると思ひます。あなたと私は考え方が違ふといつたが、見方が逆なんです。あなたはとにかくいまの教師は信用できないと

こう言う。教師はどうあるべきかという問題の以前に、あなたは、いまの教師はなつておらぬ、こういうものの言い方です。能力も劣れば見識も劣っている。教育には真剣に取り組んでおらない、こうおっしゃる。しかし、具体的な例をあげて下さいといへば、あまりないようですね。私は正直に答弁をしてもらいたいというの、だんだん出てきましたから申し上げますけれども、少年の非行化の問題も一つ今度ではふえた。これもあなたは全部教師の責任だと、こう言いたいのだと思ふ。何か大学の問題を取り上げて、この前の参議院選の前でございまして、大学の革命教育がどうしたとか何とかいうことを演説されたことも、あなたであります。けれども、あなたの党の責任者がそういう演説をやられたというところも聞いている。そういうことをお考えになっておられるとしたら、もっとやばりはつきりこの点は、この点はいふことを言ってもらいたいのです。非行化の問題も教員の責任だとあなたがおっしゃりたいなら、そうひとつはつきりおっしゃっていただきたい。いまの話では、責任であるかのごとく大衆には理解できるように話しながら、一面また教師ばかりの責任ではございせんけれどもというふうな逃げ口上をおっしゃっている。そういう言い方で、あまい言い方で、いまの教師の問題を議論されてはたまらないと思ふのです。教師の問題がいま真剣に組上にのぼつておるとするならば、私はもっと厳密な意味で、いまの教師に何を望むべきか、こうあってほしいというものがなければ、私は理由にならないと思ふのです。納得するかしないか

ありますから、何も学習指導要領とか、道徳教育のことだけをとりえて、要領に従わないから熱意がないというだけの問題ではもちろんないのであります。いま申しましたように、学校の先生、現場の先生として、研究ももちろんけっこうでございます。討論もけっこうでございますが、やはり子供さんの教育に日々当たっておるわけでありまふ。その教育につきましては、現に示しておりますような指導方針に従つて、忠実に熱意を持ってやってもらいたい、こういうことを申し上げておるわけでありまふ。

○小林武君 文部大臣としては質問に答えておられないので非常に残念であります。私はそういう、何というか、悪く言えば質問をはぐらかすような答弁はしていただきたいと思ふのであります。もっと忠実に真剣にやっていたらいいと、こちらのほうから逆にお願いを申したい。私は、いまの教師というの、大かたは教育に対してきわめて真剣な態度で取り組んでいてと思ひます。少なくとも子供を教えるという点については真剣に取り組んでいると思ひます。しかし、教師という仕事のたてまえから見れば、これが完全であるなんていうことを考えるのはとんでもない間違いである。もっとより以上に教師は真剣にならなければならぬし、それからいわゆる質も高めなければならぬ、そういう責任を負わされておるわけでありまふから、そのことについて、私は相当真剣な態度で日本の教師は取り組んでいると思ひます。あなたと私は考え方が違ふといつたが、見方が逆なんです。あなたはとにかくいまの教師は信用できないと

ありますから、何も学習指導要領とか、道徳教育のことだけをとりえて、要領に従わないから熱意がないというだけの問題ではもちろんないのであります。いま申しましたように、学校の先生、現場の先生として、研究ももちろんけっこうでございます。討論もけっこうでございますが、やはり子供さんの教育に日々当たっておるわけでありまふ。その教育につきましては、現に示しておりますような指導方針に従つて、忠実に熱意を持ってやってもらいたい、こういうことを申し上げておるわけでありまふ。

○小林武君 文部大臣としては質問に答えておられないので非常に残念であります。私はそういう、何というか、悪く言えば質問をはぐらかすような答弁はしていただきたいと思ふのであります。もっと忠実に真剣にやっていたらいいと、こちらのほうから逆にお願いを申したい。私は、いまの教師というの、大かたは教育に対してきわめて真剣な態度で取り組んでいてと思ひます。少なくとも子供を教えるという点については真剣に取り組んでいると思ひます。しかし、教師という仕事のたてまえから見れば、これが完全であるなんていうことを考えるのはとんでもない間違いである。もっとより以上に教師は真剣にならなければならぬし、それからいわゆる質も高めなければならぬ、そういう責任を負わされておるわけでありまふから、そのことについて、私は相当真剣な態度で日本の教師は取り組んでいると思ひます。あなたと私は考え方が違ふといつたが、見方が逆なんです。あなたはとにかくいまの教師は信用できないと

に、古い時代の倫理観を植えつけると
いうことに一生懸命になる向きがある

のじゃないかということに危惧しているだけで、そのことをまずひとつ灘尾さん、はっきり理解してもらいたい。そこから疑ってかかったのじゃ話にならない。その次に私は、文部省は、文部省の仕事というのは日本の教師に向かつて、新しいこの民主的な社会に生き抜く青少年を教育していくためには、その社会に生き抜けるだけの倫理観をぜひ確立させるような教育の仕方を進めてもらいたい。こういう要請を発するにとどめて、その具体的な方法論は現場の教師の相当長い期間にわたる研究と実践に一応待つべきでないか、こういう感じがするのです。それを道徳教育が必要だと提唱したらいきなり反対のような声が起こってきたからといって、今度は時間を特設する。時間を特設して道徳教育をやるか、あるいは教科の中でそれぞれ倫理観を確立していくような教養を身につけていくかというの、あくまでも方法論なんです。その方法論までにわたって文部省がこれだけだめだめだと、まだ現場の教師が実践研究の段階にあるにもかかわらず頭から持ってくる。そして、それに従わない者は全部この考えに反対なんだというふうにして排撃をし、敵側にますます回すように追い込んでいくところに、私は文部省の教育行政の幾つかの姿勢の中に問題があると思う。その道徳教育の大事なことを提唱することは大事ですよ、国の文教政策の責任ある方ですよ。もつと提唱をして、その実践は現場の教師の研究と実践に当分の間はまかせて熱心にやってもらおう。そして全国の現場の教師が熱心に研究実践をして、その世論の中から、これはどうも各教科の

中でそれぞれ同時に道徳教育といったような問題をやっていくのは方法的に見て効率的でない。むしろ時間を特設したほうがいいではないかという世論が教師の実践の中から生まれてきたとき、初めて文部省はその世論と研究実践を信頼して、そういう行政措置をとって教育の効果があるように援助する。こういう姿勢が私は必要なんじゃないか。何でも頭からこれをやれ、少し抵抗があると、今度はそれをやらざるを得ないように時間の特設だとか、それをやらぬように今度は本を出して、お前はこれの中に書いたとおりのこととをやれ、だんだん方法論の細部に向かってまで文部省が次々に手を打って、それに批判をし、抵抗をしようとする者は、これはまじまじな教師でないとか、国の文教政策に対して反旗をひるがえしている異端者だ、けしからぬ教師だとして、こういうふうなきめつけるところまで発展していく。こういう行き方は、灘尾さんはそういうことは言っていないけれども、前の文部大臣はそういうところまで発展をしていて、そういう全体の姿勢がもつと私は大臣としては反省が必要なんではないか。教師のやり方について小林委員も言っているように万全だとはだれも考えておりません。いまの教師に考えてもらわなければならぬことは山ほどあります。やってももらいたいものも山ほどあります。しかし、それより先に、私は小林委員も言っているように、相手をまず信頼するところから出さなければだめだ。そんな信頼もできないものに何を頼もうがだめです。まず日本の教師を信頼して、その研究

と実践を尊重して、その活動をよりよく助けるために世論も尊重しながら行政措置を次々に講じ、条件が必要であれば、その条件を予算の面からも整備してやってやる、こういう阿方の行政と実践者の態度であれば、私は相当、日本の教育も過去十カ年間にこんな状態にならないで、もつと前進を遂げたのではないかと。そういう姿勢がいまままでの文部省にはないのではないかと。灘尾大臣の先ほどの質疑応答を聞いておいても、やはり一応は否定するところから始まっている。私はそういう否定するところから、文部大臣ともあるものが、日本の教育の問題を論じ始めては間違っているのではないかと。そういう否定の中から出てくるから、次々に方法論の果てまでも全部指示をし、法で拘束し、基準で、規則で拘束しななければ、もう矢もたてもたまらない。何をされるかわからない、こういうことに発展していくのであって、もう少し文教行政の姿勢について根本的に文部省自体が考え直すべきでないか。教師のあり方を批判すると同時に、みずからもそういうふうな反省をしていく必要があるのではないかと。そうすれば、もつと日本の教育はいい形で前進ができるのではないかと。思うのですが、ちょっと質疑応答の中からそれるかもしれないが、私はそれをこの際お話しして灘尾さんの考えを聞きたいわけだ。なるべく率直にお話をしたいと思っています。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 私は教育を進めてまいります上において、これに関係する者、一口には全国民ということになるかもしれませんが、何と申しましても学校の教職員あるいは教育行政関係者——文部省も含めてですが、そういうふうなものが同じ目標に向かつて力を合わせて進んでいくということ、私は一番望ましいと思っています。そういう心持が根本にあるわけでありまして、またそういう意味でお互いに信頼し、お互いに協力してやっていくということができれば、これは申しあげさせていただきます。これはどうしあわせなことではないかというふうには私は思っております。ただ、現場がはたしてそのとおりいける状態にあるかどうかというところになりますと、あるいは米田さんとか私の考え方が違っておるといふところがあるかもしれませんが、心持ちにおいて、根底においてはその互いに手を携えて日本の教育というものを全うしたいというふうなつもりでやっておりますのでございまして。いまの道徳教育に関する御意見はお話のとおりで、道徳の時間を設けるとか、あるいはそれに對する参考資料を配るとかというようなことは方法論です。その必要がなければ何もやる必要はない。したがって、学校におけるいわゆる道徳教育というものは、何も道徳の時間だけで道徳に関する知識を教えるばかりののではないかなんてものではない。先生の行住座臥が子供さんの道徳教育でなければならぬと、このようにも思っています。また、各科目を通じて、いつもこれが道徳教育、そういうことにもまたこれに関係することでありまして、それから、それぞれの科目においてやってもよいことも当然のことでありまして、道徳という時間の設けられましたが、趣旨は、さらに道徳教育の効果をあげようという方法論として出されたもの

と私は心得ておるわけでありまして。したがって、これがその必要がなければ、もちろんやめても差しつかえないわけですね。そういうふうな問題と私は考えておるわけがございましてけれども、しからば現在の実情はどうであるかということになりますと、必ずしも米田さんのおっしゃるとおりで、そのとおりというところは申し上げかねるわけでありまして。道徳教育等の問題につきましても、すぐに文部省が何か言え天下りだ、官製教育だとか、こういうふうにして、もう直ちに排撃せられる、こういうやり方はいかがであらうかと思ひます。ともどもにいいものとしていくという努力はしてまいらなければならぬと思ひますけれども、そうでなくて、お互いに協力してその趣旨の達成を期していくというふうな趣旨で御協力願えれば、たいへんありがたいと思ひます。頭からもう天下りだ、権力主義だということでは、われわれのことはいかにかと私は思ひます。文部大臣としましては、御承知のように、現場における学校教育の基準を示すいわゆる学習指導要領というふうなものを作成についておまかせを願っておるわけですね。文部大臣のやることにつきましても、もちろん欠陥もございまして、あるいは改める点もございまして、しかし、おまかせ願ってやっておるわけでありまして、天下りだということでは、御協力をぜひいただきたい。また、そういうものがあつたというふうなことになるれば、これはやめればよいし、現在の状態のもとにおきましては、そういう建前になっておるのでありますから、こ

の建前はひとつ尊重して、これに御協力をいたしたいものと、私はかように考えておる次第であります。米田さんのほうからごらんになりますというとか何か押しつけがましいことをやっているというふうにあるいはお考えかもしれませんが、そういう心持ちでは全然ございません。文部省としての役割を果たしていくというつもりでやっておることでございますから、さように御了承願いたいと思います。

○米田勲君 引き続き聞きたいという気持はあるのですが、これ以上横道へそれでは小林委員の質問を妨害することになりますから、まあ保留しておいて、また機会があればやりたいと思います。

○小林武君 やはり文部大臣ね、質疑の問題についてはっきりするところははっきりして、対立するところはしてよろしいと思うのです。これはあとでまたいろいろ議論できると思うのですけれども、ただ私は、さっきから大臣の話聞いていて二転三転するので非常にどうとらえていかかわらないので困っているわけです。先ほど言ったような、あとで言ったような、教員をさらに向上させるというような意味、そういう意味で教育をよくやろうという建前から教師にいろいろな期待を持つということ、あるいは教員養成もやろうというふうなことであるならば、これはそれとしてあると思うのです。それは私も同感であります。一面そういうものがあると思うのです。同時に、やはりあなたが問題として取り上げておられる、私が問題としてあなたに出しているのは現在の教師です。現在の教師に対してあなたがどういう認識

を持っておいになるか、どんな教師をよい教師だとあなたはお考えになっておるかということに対して、あなたはいろいろなことをおっしゃったけれども、道徳教育とか、学習指導要領とか、青少年の非行とかというふうな問題をあげられた。これがいまの教師に対してやはり批判すべき点である、こう言うなら、こうはっきり言われたほうがいいのですよ。これもまた一つのあれであって、またそのほかにもあるというところをおっしゃるから、あるならばおっしゃいなさい、こういうことになるわけです。問題点がこれだと、こう区切られてしまえば、それでここで質疑はもう、それで賛成するかしないかは別として、次の問題になるわけですね。いま米田委員との間の質疑を聞いておりました、やはり私の先ほどの議論のところにのみ戻りになって

こかというところが明らかにならないと、私がほんとうはこれから聞こうとする教員養成の問題も重要な問題点の何点かが討論のしようがないから聞いているわけですね。

師と、それから文教行政をやっている文部省、あるいは教育委員会その他のところにおいて、ともども話し合つて、理解し合うものは理解し合つていくというのが望ましいというところをおっしゃった。これが大臣の本意であるならば、やはり私は個々の教師というものと教師の集団というものについてどうお考えになっておるか、個々の教師と教師の集団ですね。教師は集団をつくつてならないのかどうかということも一つあると思うのです。教師の集団、それから現実にはある教師の集団、すなわち日教組という組合は日本の教師のほとんどで結成されていると言つても、これは過言ではないと私は思う。教師も幼稚園から大学まで全

い、こういうふうな気持がいたすのであります。ごく一般的に言えは、教師の集団もやはり教師の集団でありますから、そのような点において、かれこれ批判せられることもないんじゃないか、堅実な組合として進展せられることは先ほども申し上げましたとおり、私はそれを期待いたしておるわけでございますが、現在存在いたしておりましては、私も必ずしも全幅の信頼を寄せるわけにはまいりません。同時にまた、必ずしもすべてについて感心をしていくわけでもないわけですね。もう少し何とかやりようがありそうなものだという気持がしてならないのであります。

○小林武君 もう少し何とかしたらよさそうなのではないかとおっしゃらないでどうですか。一体あなたの仕事と非常に関係のある教師の集団なんですから、それについてもっと具体的な御批判があつていいんじゃないですか。それはそういうことを言えば、政党内の中においても労働組合から政党内を見た場合においても、もっとしっかりやたらいいじゃないかと、なつたらんとかというのをそれぞれ申すことは、自由ですから。しかし、そういうことでは問題の解決にはならないと私は思う。傍観者になれる場合と、なれない場合とある、私は文部大臣と教師団体というものは、傍観者になれる性格のものではないと思つております。だから、あなたも所信には書きましたよね。しかし、これではよくわからぬ。あまり悪口をたくさん言われるのも業腹のような気がするけれども、しかし、せつかく言われたことですか

もつと能力のある人がほしい、もつと見識のある人がほしい、こういう個々の教師に対しての期待というところから出発いたしまして、現在の教員養成の制度について検討を加えよう、こういうことを申し上げたわけでございます。この問題はひとつさういふふうにお考えをいただきたいと思うのであります。小林さんの御質問の中にも、あるいは教師の団体である日教組というふうな立場からあるいは御質問があるのではないかとと思われるふしまで申し上げておりましたが、私のいままでの教師というものを対象としての話でございます。

○国務大臣(藤尾弘吉君) もとより教師が団体をつくつてはならないということではないわけでございます。これは申すまでもないことであります。現に教師の団体ができておる、いまおっしゃったように、日本教職員組合がそういう意味におきまして最大の教師の団体ということも、それはそのとおりであります。ただ、私は個々の教師の資質の向上という問題を先ほど来申し上げたわけでございますが、それらの教師をもつて構成しておりますところの教職員団体ということになりますと

い、こういうふうな気持がいたすのであります。ごく一般的に言えは、教師の集団もやはり教師の集団でありますから、そのような点において、かれこれ批判せられることもないんじゃないか、堅実な組合として進展せられることは先ほども申し上げましたとおり、私はそれを期待いたしておるわけでございますが、現在存在いたしておりましては、私も必ずしも全幅の信頼を寄せるわけにはまいりません。同時にまた、必ずしもすべてについて感心をしていくわけでもないわけですね。もう少し何とかやりようがありそうなものだという気持がしてならないのであります。

○小林武君 そこにはちょっと入る予定ではなかったのですが、先ほど米田委員からのお話もありましたし、ちょっとつけ加えて質問しておきたいと思うのですけれども、私も先ほど大臣がお話になりましたことの中に、教

○国務大臣(藤尾弘吉君) もとより教師が団体をつくつてはならないということではないわけでございます。これは申すまでもないことであります。現に教師の団体ができておる、いまおっしゃったように、日本教職員組合がそういう意味におきまして最大の教師の団体ということも、それはそのとおりであります。ただ、私は個々の教師の資質の向上という問題を先ほど来申し上げたわけでございますが、それらの教師をもつて構成しておりますところの教職員団体ということになりますと

い、こういうふうな気持がいたすのであります。ごく一般的に言えは、教師の集団もやはり教師の集団でありますから、そのような点において、かれこれ批判せられることもないんじゃないか、堅実な組合として進展せられることは先ほども申し上げましたとおり、私はそれを期待いたしておるわけでございますが、現在存在いたしておりましては、私も必ずしも全幅の信頼を寄せるわけにはまいりません。同時にまた、必ずしもすべてについて感心をしていくわけでもないわけですね。もう少し何とかやりようがありそうなものだという気持がしてならないのであります。

い、こういうふうな気持がいたすのであります。ごく一般的に言えは、教師の集団もやはり教師の集団でありますから、そのような点において、かれこれ批判せられることもないんじゃないか、堅実な組合として進展せられることは先ほども申し上げましたとおり、私はそれを期待いたしておるわけでございますが、現在存在いたしておりましては、私も必ずしも全幅の信頼を寄せるわけにはまいりません。同時にまた、必ずしもすべてについて感心をしていくわけでもないわけですね。もう少し何とかやりようがありそうなものだという気持がしてならないのであります。

ら、遠慮なくひとつやってみたらどうですか。やってもらいたいと思うです
がね。

○国務大臣(灘尾弘吉君) これは、いまさら私が申し上げなくても、小林さんが十分おわかりのことだと実は私はほほほと思います。かれこれ申し上げる必要のないことだと思えます。文部省がどういう心持ちを持っておるとか、あるいはまた日教組の組合がどんな心持ちを保持しているかというふうなことにについては、いまさらここでかれこれ申し上げなくても、小林さんのほうでも十分

○小林武君 文部大臣に誤解していただきたくないんですけれども、私は日教組という組合には責任者としていたことはありますけれども、いま文部大臣からそういうことを言われるような立場にはいまはないわけです。まさか日教組の前の委員長をここに呼んであなたと質疑をやつてゐるわけでもないでしょうから、その点は間違いないんでしょうな。お間違いないように私は願

いたいと思います。

○国務大臣(薮尾弘吉) かつて小林
さんとも日教組委員長時代に私も数回
お目にかかったことがあります。しか
し、現在その立場にいらつしやらぬと
いうこともよく承知いたしておりま
す。しかし、日教組と文部省との関係
については最もよくお知りになってい
る人だ、こういうふうに思いましたか
ら、先ほどからお答え申し上げたわけ
でございます。参議院議員の小林さん
として私は申し上げておるつもりでお
ります。

○小林武君 それでは、基本的な考え方としては相ともに協力していきたいと。その差しさわっている点は何ですか、結局。あなたは、基本的にはそういう考え方に立っている。その基本的な考え方に立っているということについては、そういう基本的な考え方に立っている私も全く賛成であります。また、そうなければならないと思うんです。ところが、それができないということです。そのことについてはきわめて私は遺憾だと思います。そういう点について一体どういう点があるのかですね、ちょっと承っておきたい。

○国務大臣(薙尾弘吉君) 私は、これが私の誤解であれば幸いであります。ただ、今日までの日教組の動き方、行動というふうなものを見てみましても、また、その発表せられた事柄を拝見いたしましたしても、根底において私どもと違つた考え方に立つておられるんではなからうか。たとえば政府を、政府はいわば日教組の諸君とはまづ正面から対立しておるものである。ことばが過ぎるかもしれないけれども、あるいは日教組の、あるいは教育の敵で

ある、こういうようなお考えの方に立っていらつしやるんじゃないかと思つたのであります。そういうような考え方に立っておられますという、これはどうやっていこうとしましてもどうにもならない。また、その基本的なお立場というものについて、私どもにはともて手を携えていくということを非常に困難とする事情がある。こういうふうに思ふのであります、そういうふうにおきまして、願わくはお互いに一緒にやっていけるような団体になつていただきたい。これが私の希望であります。

○小林武君 賢明な文部大臣が、まさか自民党と同じ考え方に教師の集団がならなければ勘弁ならないとはおっしゃらないと思う。そういうことを言ったら、世の中の問題、諸団体一切存在を許さないとか許すとかいう問題にまで発展するわけですから、そういうことは私はおっしゃらないと思います。ただ、文部大臣が大きく誤解しておられることは、根底において違った考え方を持っておる、こうおっしゃっ

るのに、やらないということとは、少しおとなげないじゃないですか、誤解が過ぎやしないですか。発表せられた文書がどうのこうのと言ひ出したのですが、自民党さんの出された文書、文部省の出された文書にも相当なものがあつた。この前の一体首切りの問題のときの文書なんぞ、あまり文部省として名譽の文書でない、ああいうもので一体行政指導をやつてゐるということについて。しかし、そういうことを一々取り上げてけんかをする段になつたら、いつまでたつても、誤解は誤解を生んで、これは深まつていく。お互ひに憲法並びに教育基本法に従つて教育をとにかくやつていこうという基本的な考え方、条件が一致しておれば、その他のところは、私はかなり話し合ふ余地があると思へるのですけれど、文部大臣がそういうことについてまるつきり日教組を信じないということとは、あなたのおことばのとおり誤解ではないのですか。誤解をお解きになる時期が来ていると思うのですが、どうですか。

○國務大臣(薙尾弘吉君) なるほど日教組のほうでも憲法、教育基本法を尊重するということを言っております。そのことばから言えば、その点においては共通点があるということはある。私もしれませんけれども、現実には日教組が考えておられることと、また行動しておられることをみますというのと、私どもはどうか根底から考え方が違っているのではなからうか、政治についても、教育についても、そういうふうな思われる節がたくさんあるのであります。文部省のごときは独占の手先である、こういうふうにきめつけられて、

そうして批判せられるということは、どうであらうかと実は私は思う。そういうことでなしに、ほんとうに胸襟を開いてお互いに信頼し合い、話し合いができるということとならけっこうでありますけれども、今のような指導原理に基づいてものを考えられ、あるいはまた行動をおやりになるというと、なかなか一致がたいものが、私は根底にある、こういうふうに思うのであります。何を考え、何をなさろうと、それは自由だとおっしゃればそれまでのことでありますけれども、お互い教育の問題を突り多いものにするためには、それでは思うようにいかないということが私の嘆きなのです。何とかそういうことでなくやっていただきたいと思ひますけれども、従来からの日教組の指導方針なり、あるいはまたおやりになったことをみますというと、どうもその根底においてお互いに手を携えていきにくいところがあるというのが、日本の教育の大きな不幸だと思う。そういうふうに考えているわけがありますので、そのようにひとつ御了承いただきたいと思います。

○小林武君　灘尾文部大臣らしくない御意見だと思ふのですけれども、たとえは独占の手先と書かれたので頭に來た、そう言われれば、ソ連の手先と書かれたほうもまた頭にくる。学校で革命教育をやっているのではないかと言われれば、やはりこれは不愉快になると思う。こういうふうにお互いにやり合っていることを解かないというのと、私はいつまでたつてもあれだと思ふのです。対立は対立を生んで、あなたが非常に望んでいらつしやるところの両者が協力し合うという態勢は出てこな

い。私はそういう意味では、灘尾文部大臣はちょうどそういう誤解を解くいい時期に文部大臣になられて、しかも前からのいろいろないきさつもごらんになって、いろいろな点で両者のあれもおわかりになっておるのですから、そういう誤解を解くいい時期だと思ますので、まあ何とか誤解を解かれたらどうかと、こう思っております。あなたのあれは、誤解を解いて、とにかくその方向に行くというようにことを極力避けられるためかどうか知らぬけれども、出てくる問題はもう少し子供っぽい気からどうか、敵だと言ったからどうかというような、そんなことを拾い出したら幾らあるかわからぬです。これはあなたのおっしゃる通り、日本の教育の世界における不幸なことです。そういう不幸をいまいわれは思ひ切って取り除くことができないのかという、そういうことがとにかく当事者の間でできないならば、政治をやっているところで一体そういうことについていろいろ話し合ってみる必要がないかどうか。私はいまだどこと話し合えなという、あなたに押しつけがましいことを申すのではありませんが、ただ、あなたの心配しているように、そういう時期がきているように思う。だから、一ぺんに氷解するということとはできなくても、基本法の問題とか、それから憲法の問題でやればいろいろあると思うのです。やり口を見るということをおっしゃいますけれども、私は相手方の肩を持つわけじゃございませんけれども、純潔のほどはむしろ向こうのほうが純潔だと思ふ。平和に対するものの考え方でも

すね。憲法の、たとえば九条に対する理解の問題でも、むしろ日本の政府が日本国民に訴えたそのことを、ずいぶん純粋に守り続けていると私は思っております。だけれども、そのことも取り上げて言えば、議論はいろいろあるでしょう。そんなことじゃなくて、問題が憲法や、教育基本法まで落ちついて、いままで言った何の手先だ、かんの手先だというようなことは抜きにして、誤解を解いてひとつ相互に協力し合うというような態勢を私は文部大臣にまず御要望申し上げたいと思ひます。それで、どうもだんだん横道にいつちゃって、教員養成のほうはきょうはできませんから、あとにしていたくようにしたいと思ひます。

○委員長(中野文門君) ちよっと速記をとめて

〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) 速記を起こして。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 小林さんの御意見は御意見としてよく承ります。ただ、現実の日教組がはたしてそのとおりであるかどうかということになりますと、そう簡単に考えるわけにはいかない、このような気持で現在おるわけでありま。先ほども申しましたとおり、私としても、教育教師と文部省とがいがみ合っている、対立する、敵だとか、こういうふうな関係は、一日もすみやかに解消するようにありたいものだという心持でもって文教行政に当たってまいりたいと思っております。

○委員長(中野文門君) 本日の委員会はこのをもって散会いたします。

午後二時四十四分散会

二月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国立教育会館法案

一、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

国立教育会館法案

国立教育会館法

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 役員及び職員(第八条―第十七条)

第三章 評議員会(第十八条・第十九条)

第四章 業務(第二十条・第二十一条)

第五章 財務及び会計(第二十二条―第三十一条)

第六章 監督(第三十二条・第三十三条)

第七章 雑則(第三十四条・第三十五条)

第八章 罰則(第三十六条・第三十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 国立教育会館は、その設置する教育職員その他の教育関係者のための研修施設を運営し、教育関係者の資質の向上を図り、もって教育の振興に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 国立教育会館(以下「教育会館」という。)は、法人とする。

第三条 教育会館は、事務所を東京都に置く。

(資本金)

第四条 教育会館の資本金は、教育会館の設立の際現に国の有する別表に掲げる不動産及び政令で定めるその他の財産の価格の合計額に相当する金額とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、教育会館に追加して出資することができる。

3 教育会館は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

4 政府は、第二項の規定により教育会館に出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができ。

5 政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価格は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

6 評価委員その他前項に規定する評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(定款)

第五条 教育会館は、定款をもって次の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金及資産する事項

五 役員に関する事項

六 評議員会及び評議員に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

2 定款の変更は、文部大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第六条 教育会館は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、教育会館について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 教育会館に、役員として、館長一人、理事三人以内及び監事二人を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 館長は、教育会館を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、館長の定めるところにより、館長を補佐して教育会館の業務を掌理し、館長に事故があるときはその職務を代理し、館長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、教育会館の業務を監査する。

4 監事は、監査に基づき、必要があると認めるときは、館長又は館長を通じて文部大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)
第十条 役員は、文部大臣が任命する。

(役員の任期)
第十一条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができ
る。

(役員の欠格条項)
第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長
二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

(役員の解任)
第十三条 文部大臣は、役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣は、役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。

(役員の兼職禁止)
第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)
第十五条 教育会館と館長との利益

が相反する事項については、館長は、代表権を有しない。この場合には、監事が教育会館を代表する。

(職員の任命)
第十六条 教育会館の職員は、館長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)
第十七条 教育会館の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会
第十八条 教育会館は評議員会を置く。

2 評議員会は、二十人以内の評議員で組織する。

3 次に掲げる事項については、館長は、あらかじめ、評議員会の意見をきかなければならない。

一 定款の変更
二 業務方法書の変更
三 毎事業年度の事業計画及び予算

四 その他教育会館の業務に関する重要事項で、定款をもって定める事項
4 前項に規定する事項のほか、評議員会は、館長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、館長に意見を述べることができ

る。(評議員)
第十九条 評議員は、教育会館の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十一条及び第十三条第二項の

規定は、評議員について準用する。

第四章 業務

(業務)
第二十條 教育会館は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 教育職員、教育機関の職員、教育行政機関の職員及び社会教育の関係者のための研修施設を設置し、及び運営すること。
二 前号に掲げる者のための研究集会及び講習会を主催し、その他これらの者の資質の向上のため必要な業務を行なうこと。

三 教育に関する内外の資料を収集し、整理し、保存し、及び利用に供すること。

四 前三号の業務に附帯する業務
2 教育会館は、前項の業務を行なうほか、第一条の目的の達成に支障のない限り、その設置する研修施設を一般の利用に供することができる。

(業務方法書)
第二十一条 教育会館は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

第五章 財務及び会計
(事業年度)
第二十二条 教育会館の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)
第二十三条 教育会館は、毎事業年

度、事業計画及び予算を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)
第二十四条 教育会館は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)
第二十五条 教育会館は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 館長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に、これを評議員会に提出しなければならない。

3 教育会館は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を事務所に備えておかなければならない。

(利益及び損失の処理)
第二十六条 教育会館は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 教育会館は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整

理しなければならない。

(短期借入金)
第二十七条 教育会館は、文部大臣の認可を受けて、短期借入金をする事ができる。

2 前項の規定による短期借入金には、当該事業年度内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)
第二十八条 教育会館は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他文部大臣の指定する有価証券の取得
二 銀行への預金又は郵便預金
三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
(財産の処分等の制限)
第二十九条 教育会館は、文部省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)
第三十条 教育会館は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(文部省令への委任)
第三十一条 この法律に規定するもののほか、教育会館の財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。

第六章 監督
(監督)
第三十二条 教育会館は、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、教育会館に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ、

(報告及び検査)

第三十三條 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、教育会館に対してその業務に關し報告をさせ、又はその職員に教員会館の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則

(解散)

第三十四條 教育会館の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十五條 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十一條第一項、第二十三條、第二十七條一項又は第二十九條の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十五條第一項又は第三十條の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十一條第二項、第二十九條又は第三十一條の規定により

文部省令を定めようとするとき。

四 第二十八條第一号の規定による指定をしようとするとき。

第八章 罰則

(罰則)

第三十六條 第三十三條第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした教育会館の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十七條 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした教育会館の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により文部大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第六條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠ったとき。

三 第二十條に規定する業務以外の業務を行なったとき。

四 第二十八條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十二條第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三條の規定は、公布の日から施行する。

(教育会館の設立)

第二條 文部大臣は、教育会館の館長、理事又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された館長、理事又は監事となるべき者は、教育会館の成立の時に、この法律の規定により、それぞれ館長、理事又は監事に任命されたものとする。

第三條 文部大臣は、設立委員を命じて、教育会館の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、文部大臣の認可を受けなければならない。

3 設立委員は、前項の規定による認可を受けたときは、政府に対し、出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。

4 設立委員は、出資の目的たる財産の給付があつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された館長となるべき者に引き継がなければならない。

第四條 附則第二條第一項の規定により指名された館長となるべき者は、前条第四項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五條 教育会館は、設立の登記をするることによって成立する。

(経過規定)

第六條 教育会館の最初の事業年度は、第二十二條の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和四十年三月三十一日に終わるものとする。

とする。

第七條 教育会館の最初の事業年度の事業計画及び予算については、第二十三條中当該事業年度の開始前にとあるのは、「教育会館の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第八條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「国立競技場」の下に「国立教育会館」を、「国立競技場」の下に「国立教育会館法」を加え、同条第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八ノ二 国立教育会館が国立教育会館法第二十條第一項第一号ノ研修施設ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

(印紙税法の一部改正)

第九條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ二中「国立競技場」の下に「又ハ国立教育会館」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十号中「国立競技場」の下に「国立教育会館」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十一條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第三号中「国立競技場」の下に「国立教育会館」を加える。

下に「国立教育会館」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十二條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第三号中「国立競技場」の下に「国立教育会館」を加える。

第七十三條の四第一項第十一号中「国立競技場」の下に「及び国立教育会館」を加える。

第三百四十八條第二項第十八号中「国立競技場」の下に「及び国立教育会館」を加える。

別表

一 土地

東京都千代田区霞ヶ関三丁目四番地 所在

雑種地 六千四百七十三・七四平方メートル

二 建物

東京都千代田区霞ヶ関三丁目四番地 所在

鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下一階付き六階建一むね総床面積 一万八百三十七・八九平方メートル

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

(昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二條に次の一項を加える。

3 この法律において「学級数」とは公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に關する法

律(昭和三十三年法律第十六号)に規定する学級編制の標準により算定した学級の数をいう。ただし、第五条第一項の規定により、集団的な住宅の建設に伴い、校舎の不足を生ずるおそれがある場合における校舎の新築又は増築に係る工事費の算定を行なうときは、文部大臣が同法に規定する学級編制の標準に準じて定める方法により算定した学級をいう。

第三条第一項第一号及び第二号中「不正常授業」を「教室の不足」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「校舎」の下に「又は屋内運動場」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 公立の小学校の屋内運動場の新築又は増築に要する経費

三分の一
第三条第二項中「不正常授業」を「教室の不足」に、「第五号」を「第六号」に、「第六号」を「第七号」に改める。

第五条を次のように改める。
(小学校及び中学校の校舎の工事費の算定方法)

第五条 第三条第一項第一号及び第二号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、新築又は増築を行なう年度の五月一日(政令で定める集団的な建設に伴い、五月二日以降翌年度の四月一日までの間に新たに小学校又は中学校の校舎の不足を生ずるおそれがある場合には、翌年度四月一日(四月二日以降政令で定める日)までの間にさ

らに校舎の不足を生ずるおそれがある場合には、文部大臣の定める日)における当該学校の学級数に應ずる必要坪数から新築又は増築を行なう年度の五月一日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築単価に乗じて算定するものとする。

2 第三条第一項第六号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、新築又は増築を行なう年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に行なわれたことに伴って校舎の新築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日)における当該学校の学級数に應ずる必要坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に乗じて算定するものとする。

3 第三条第一項第七号に規定する建物のうち小学校及び中学校の校舎の改築に係る工事費は、次に掲げる坪数のうちいずれか少ない坪数から第二号に掲げる坪数のうち危険でない部分の坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に乗じて算定するものとする。

一 改築を行なう年度の五月一日における当該学校の学級数に應ずる必要坪数
二 改築を行なう年度の五月一日における保有坪数
第五条の次に次の一条を加える。
(小学校及び中学校の屋内運動場及び寄宿舎並びに盲学校及び聾学校の建物の工事費の算定方

法)

第五条の二 第三条第一項第三号から第五号までに規定する建物の新築に係る工事費は、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、児童又は生徒一人当りの基準坪数に新築又は増築を行なう年度の五月一日における当該学校の児童又は生徒の数(盲学校及び聾学校にあっては児童及び生徒の数とし、寄宿舎にあっては収容する児童及び生徒の数とする。以下同じ)を乗じて得た坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に乗じて算定するものとする。

2 第三条第一項第六号に規定する屋内運動場の新築又は増築に係る工事費は、児童又は生徒一人当りの基準坪数に新築又は増築を行なう年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降政令で定める日)までの間に行なわれたことに伴って屋内運動場の新築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日)における当該学校の児童又は生徒の数を乗じて得た坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に乗じて算定するものとする。

3 第三条第一項第七号に規定する建物のうち小学校及び中学校の校舎を除く建物の改築に係る工事費は、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、次に掲げる坪数のうちいずれか少ない坪数から第二号に掲げる坪数のうち危険でない部分の坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に

乗じて算定するものとする。
一 児童又は生徒一人当りの基準坪数に改築を行なう年度の五月一日における当該学校の児童又は生徒の数を乗じて得た坪数
二 改築を行なう年度の五月一日における保有坪数
第六条の見出しを「(学級数に應ずる必要坪数及び児童又は生徒一人当りの基準坪数)」に改め、同条中「行う」を「行なう」に改め、同条を同条第二項とし、同条を第一項として次の一項を加える。

第五条の規定により工事費を算定する場合の学級数に應ずる必要坪数は、当該学校の学級数に應じ、小学校又は中学校ごとに、教育を行なうのに必要な最低限度の坪数として政令で定める。この場合において、積雪寒冷地帯にある学校の学級数に應ずる必要坪数については、政令で定めることにより、当該学校の所在地の積雪寒冷地帯に應じ、必要な補正を加えるものとする。

第七条中「第五号」の下に「又は第五号の二」を加え、「行おう」を「行なおう」に改める。

第八条を次のように改める。
(工事費の算定方法の特例)

第八条 第五条第一項又は第二項の規定により工事費を算定する場合において、校舎の保有坪数のうち教室を使用することができない部分がきわめて少ないことその他政令で定める特別の理由があるため、学級数に應ずる必要坪数に基づき新築又は増築後の校舎が児童又は生徒の教育を行なうのに著しく不適当であると認められるときは、

当該学校の学級数に應ずる必要坪数に政令で定める坪数を加えた坪数を学級数に應ずる必要坪数となして、工事費を算定するものとする。

2 第五条第三項の規定により工事費を算定する場合において、同項第二号に掲げる坪数が同項第一号に掲げる坪数をこえるときで、かつ、校舎の危険でない坪数のうち教室に使用することのできる部分がきわめて少ないことその他政令で定める特別の理由があるため、学級数に應ずる必要坪数に基づく改築後の校舎が児童又は生徒の教育を行なうのに著しく不適当であると認められるときは、同項第一号に掲げる坪数に、政令で定める坪数を加えた坪数を、同号に掲げる坪数とみなして、工事費を算定するものとする。

3 第五条の二第一項又は第二項の規定により工事費を算定する場合において、校舎の保有坪数のうち教室に使用することができない部分がきわめて少ないことその他政令で定める特別の理由があるため、児童又は生徒一人当りの基準坪数に基づく新築又は増築後の校舎又は屋内運動場が児童又は生徒の教育を行なうのに著しく不適当であると認められるときは、児童又は生徒一人当りの基準坪数に児童又は生徒の数を乗じて得た坪数に政令で定める坪数を加えた坪数を、児童又は生徒一人当りの基準坪数に児童又は生徒の数を乗じて得た坪数とみなして、工事費を算定するものとする。

4 第五条の二第三項の規定により
工事費を算定する場合において、
同項第二号に掲げる坪数が同項第
一号に掲げる坪数をこえるとき
で、かつ、校舎の危険でない部分
の教室に使用することのできる部
分がきわめて少ないことその他政
令で定める特別の理由があるた
め、児童又は生徒一人当りの基準
坪数に基づく改築後の校舎又は屋
内運動場が児童又は生徒の教育を
行なうのに著しく不適当であると
認められるときは、同項第一号に
掲げる坪数に、政令で定める坪数
を加えた坪数を、同号に掲げる坪
数とみなして、工事費を算定する
ものとする。

5 鉄筋コンクリート造の建物に關
しては、第五条の二の規定により
工事費を算定する場合の保有坪数
又は一坪当りの建築の単価に乘ず
べき坪数について、政令で定める
ところにより、補正を行なうもの
とする。

第九条中「前四条」を「第五条から
前条まで」に改める。
第十條中「基いて」を「基づいて」
に、「行なう」を「行なう」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十九年四月
一日から施行する。
2 昭和三十八年度以前の予算に係
る国庫負担金及び国庫補助金につ
いては、なお従前の例による。

二月十二日本委員会に左の案件を付託
された。

一、国立養護教諭養成所の設置等

第六部 文教委員会會議録第六号

昭和三十九年二月十三日【参議院】

に關する臨時措置法案（加瀬完
君外四名発議）
一、日本育英会法の一部を改正す
る法律案（秋山長造君外四名発
議）
一、高等学校の定時制教育及び通
信教育振興法の一部を改正する
法律案（秋山長造君外四名発議）
国立養護教諭養成所の設置等に
關する臨時措置法案
国立養護教育養成所の設置等に
關する臨時措置法案
（目的）
第一条 この法律は、養護教諭のす

みやかな養成を図るため、国立養
護教諭養成所の設置等について定
め、もつて養護教諭の需要の増加
に対処することを目的とする。
（設置）
第二条 養護教諭の養成を行なう教
育施設として、臨時に、国立養護教
諭養成所（以下「養成所」という。）
を設置する。
2 前項の養成所の名称及び位置
は、次の表の上欄に掲げるとおり
とし、その養成所はそれぞれ同表
の下欄に掲げる国立大学に附置さ
れるものとする。

養成所の名称	位置
北海道大学養護教諭養成所	北海道 北海道大学
弘前大学養護教諭養成所	青森県 弘前大学
千葉大学養護教諭養成所	千葉県 千葉大学
新潟大学養護教諭養成所	新潟県 新潟大学
愛知大学養護教諭養成所	愛知県 名古屋大学
大阪大学養護教諭養成所	大阪府 大阪大学
鳥取大学養護教諭養成所	鳥取県 鳥取大学
徳島大学養護教諭養成所	徳島県 徳島大学
長崎大学養護教諭養成所	長崎県 長崎大学

（修業年限）
第三条 養成所の養成年限は、二年
とする。

（入学資格）
第四条 養成所に入学することので
きる者は、学校教育法（昭和二十
二年法律第二十六号）第五十六条
第一項に規定する者とする。

（職員）
第五条 養成所に、所長その他必要

な職員を置く。

2 所長は、当該養成所が附置され
る国立大学の学長の命を受け、所
務をつかさどり、所属職員を監督
する。

（授業料その他の費用の免除及び
猶予）
第六条 養成所が附置される国立大
学の学長（以下この条において「学
長」という。）は、養護教諭の確保の

ため、養成所における授業料につ
いて、政令の定めるところによ
り、その一部の徴収を猶予するこ
とができ、また、当該授業料の一
部の徴収を猶予された者が、養成
所を卒業した後六月以内に養護教
諭となり、かつ、引き続き政令で
定める期間養護教諭として在職し
たときは、政令の定めるところに
より、その者に係る猶予された授
業料の一部を免除することができ
る。当該授業料の一部の徴収を猶
予された者が養成所を卒業した後
において、その者について死亡そ
の他やむを得ない事情が生じたこ
とも、同様とする。

2 前項に規定するもののほか、学
長は、経済的理由によつて納付が
困難であると認められ、かつ、学
業優秀と認めるときその他やむを
得ない事情があると認めるとき
は、政令の定めるところにより、
養成所における授業料その他の費
用の全部若しくは一部を免除し、
又はその徴収（同項の規定により
徴収を猶予された者に係る授業料
にあつては、その猶予された部分
を除く部分の徴収）を猶予するこ
とができる。

（省令への委任）

第七条 この法律に規定するものの
ほか、養成所の組織、運営その他
この法律の実施について必要な事
項は、文部省令で定める。

附則

（施行期日）
1 この法律は、昭和四十年四月一
日から施行する。

（日本育英会法の一部改正）

2 日本育英会法（昭和十九年法律
第三十号）の一部を次のように改
正する。
第三十六条ノ三中「国立工業教
員養成所」の下に「及国立養護教諭
養成所」を加える。

3 教育公務員特例法（昭和二十四
年法律第一号）の一部を次のよう
に改正する。
第三十四条の見出し中「国立工
業教員養成所」を「国立工業教員養
成所等」に改め、同条中「助手」の
下に「並びに国立養護教諭養成所
の設置等に関する臨時措置法（昭
和三十九年法律第 号）」によ

る国立養護教諭養成所の所長その
他政令で定める職員」を加える。
（文部省設置法の一部改正）
4 文部省設置法（昭和二十四年法
律第四十六号）の一部を次のよう
に改正する。
第十六条中「及び国立工業教員
養成所の設置等に関する臨時措置
法（昭和三十六年法律第八十七
号）」を、「国立工業教員養成所の
設置等に関する臨時措置法（昭和
三十六年法律第八十七号）及び国
立養護教諭養成所の設置等に関す
る臨時措置法（昭和三十九年法律
第 号）」に改める。

第三十一条の表中「八五、八七三
人」を「八五、九〇三人」に、「八三、
六七五人」を「八三、七〇五人」に、
「八六、四六五人」を「八六、四九五
人」に改める。
（教育職員免許法の一部改正）
5 教育職員免許法（昭和二十四年
法律第四十七号）の一部を次の

ように改正する。

附則中第十一項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、第十項の次に次の一項を加える。

11 養護教諭二級普通免許状は、当分の間、第五条第一項本文の規定にかかわらず、国立養護教諭養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和三十九年法律第

号)による国立養護教諭養成所を卒業した者に対して授与することができる。

この法律施行に要する経費
この法律施行に要する経費は、昭和四十年年度予算において約九千二百万円を要する見込みである。

日本育英会法の一部を改正する法律案
日本育英会法の一部を改正する法律

日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十六条ノ四第二項中「高等専門学校其ノ他ノ施設ノ教育ノ職」を「高等専門学校、幼稚園其ノ他ノ施設ノ教育ノ職」に改める。

第三十六条ノ三に次の一項を加える。

当分ノ間第十六条ノ四第二項及前条中「又ハ高等専門学校」トアルハ「高等専門学校又ハ教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)第五条第一項ニ規定スル養護教諭養成機関」ト読替フルモノトス

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の日本育英会法第十六条ノ四第二項中当該改正に係る部分の規定(同法第三十六条ノ二において適用される場合を含む)は、この法律の施行の際現に大学に在学する者に対しその在学期間中に貸与した貸与金についても適用する。

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案
高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三條の次に次の一條を加える。
(使用者の義務)

第三條の二 勤労青年を使用する者は、その使用する勤労青年が定時制教育若しくは通信教育を受けることを不当に妨げ、又は当該勤労青年が定時制教育若しくは通信教育を受けることを理由として、当該勤労青年に対し不当に不利益な取扱ひをしてはならない。

2 定時制教育又は通信教育を受けている勤労青年を使用する者は、当該勤労青年の労働時間その他の労働条件について、労働時間の短縮その他の方法により、当該勤労青年が定時制教育又は通信教育を受けるのに支障がないように特に配慮しなければならない。

第五条の見出し中「校長及び教員」を「教職員」に改め、同条第一項中「及び教員」を「教員」に改め、「政令で定める」を削り、「実習助手に限る。以下同じ。」の下に「及び事務職員その他の職員(本務として夜間において授業を行なう定時制の課程の事務その他の職務に従事する者に限る。以下同じ。)」を加える。

第六条の見出し中「校長及び教員」を「教職員」に改め、同条中「及び教員」を「教員及び事務職員その他の職員」に改める。

第七條中「校長及び教員」を「校長、教員及び事務職員その他の職員」に改める。

附 則

(施行期日)
1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 この法律の施行に伴い地方公共団体が改正後の高等学校の定時制教育及び通信教育振興法第六条に規定する公立の高等学校の事務職員その他の職員の定時制通信教育手当に関する条例を制定するに当たっては、当該地方公共団体は、当該条例の施行により、当該条例の規定による定時制通信教育手当を受けるべき者について、その者が受けるべき当該手当の月額が当該手当に相当するその者が現に受けている給与の月額に達しないこととなるときは、当該手当を受けるべき者について不利益な結果が生じないように必要な経過措置を当該条例において定めなければならない。

この法律施行に要する経費
この法律施行に要する経費は、総額二千六百万円(平年度)の見込みである。

昭和三十九年二月二十日印刷

昭和三十九年二月二十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局